

東京海洋大学動物実験等取扱規則

平成20年12月2日

海洋大規第 433号

改正 平成21年 5月14日 海洋大規第 81号

改正 令和元年10月23日 海洋大規第 171号

改正 令和 2年 3月13日 海洋大規第 8号

改正 令和 3年 3月19日 海洋大規第 40号

改正 令和 7年 6月27日 海洋大規第 56号

（目的）

第1条 この規則は、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「文科省基本指針」という。）第2第2項の規定に基づき、東京海洋大学（以下「本学」という。）において動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管等を適正、かつ、安全に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本原則）

第2条 動物実験等の実施に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、文科省基本指針、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議策定。以下「ガイドライン」という。）、動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規則を遵守し、動物実験の原則である次の各号に掲げる事項（3R）に基づき、適正に行わなければならない。

- 一 代替法の利用（Replacement） 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する。
 - 二 使用数の削減（Reduction） 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮する。
 - 三 苦痛の軽減（Refinement） 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。
- 2 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である次の各号に掲げる事項（5つの自由）に配慮して実施する。
- 一 飢え及び渇きからの解放
 - 二 肉体的不快感及び苦痛からの解放
 - 三 傷害及び疾病からの解放
 - 四 恐怖及び精神的苦痛からの解放
 - 五 本来の行動様式に従う自由

（定義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育，試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 飼養室 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- 三 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の実験動物の一時的な保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- 四 施設等 飼養室及び実験室をいう。
- 五 実験動物 動物実験等の利用に供するため，施設等で飼養若しくは保管している哺乳類，鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- 六 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 七 動物実験実施者 動物実験等を実施する教職員等（学生を含む。）をいう。
- 八 動物実験責任者 動物実験実施者のうち，同一の研究課題について動物実験等の実施に関する業務を統括する教員をいう。
- 九 管理者 学長の命を受け，実験動物及び施設等の管理を担当する総括的な責任者をいう。
- 十 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有し，飼養室において管理者を補佐し，実験動物の管理を担当する教員をいう。
- 十一 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する教職員等（学生を含む。）をいう。
- 十二 管理者等 学長，管理者，実験動物管理者，動物実験責任者，動物実験実施者及び飼養者をいう。
- 十三 指針等 文科省基本指針を始めとする動物実験等に関して行政機関が定める基本的な指針及びガイドラインをいう。

（適用範囲）

- 第4条 この規則は，本学において実施される哺乳類，鳥類及び爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。
- 2 動物実験責任者は，動物実験等の実施を外部機関への委託等により行う場合には，当該委託等先においても，法，飼養保管基準，指針等（以下「関係法令等」という。）に基づき，動物実験等が適正に実施されることを確認しなければならない。

（学長の責務）

- 第5条 学長は，最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管に関し総括管理する。
- 2 学長は，動物実験計画の承認，実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置，飼養室の整備，並びに飼養室及び実験室の承認，動物実験等に係る安全管理，教育訓練，自己点検・評価，外部の専門家による検証，情報公開，その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。

（動物実験委員会）

第6条 本学における動物実験計画の承認，実施状況及び結果の把握，実験室の設置の承認，教育訓練，その他動物実験等に関する事項について審議等を行うため，東京海洋大学動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）を置く。

2 前項の動物実験委員会の組織及び運営については，別に定める。

（動物実験計画書）

第7条 動物実験責任者は，動物実験等を行う場合は，当該実験等により取得されるデータの信頼性を確保するため，次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案の上，動物実験計画書（[別記様式第1号](#)）を作成し，学長に申請しなければならない。

- 一 動物実験等に係る研究の目的，意義及び必要性に関すること。
- 二 代替法の利用を考慮した実験動物の適切な利用に関すること。
- 三 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定，動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数，遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮した実験動物の使用数削減に関すること。
- 四 苦痛の軽減による動物実験等の適切な実施に関すること。
- 五 苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験，感染実験，放射線照射実験等をいう。）を行う場合における動物実験等を計画する段階での人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。以下同じ。）の設定の検討に関すること。

2 学長は，前項により動物実験計画書の申請があったときは，動物実験委員会の審査を経て，承認を与えるか否かの決定を行い，その結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。

3 動物実験責任者は，動物実験計画について，学長の承認を得た後でなければ，動物実験等を行うことができない。

4 動物実験責任者は，動物実験等の開始後において，当該実験の計画の内容を変更又は追加する必要がある場合は，第1項に準じて動物実験計画（変更・追加）承認申請書（[別記様式第2号](#)）を提出し，学長の承認を得なければならない。

5 動物実験責任者は，動物実験計画を終了又は中止する場合は，動物実験（終了・中止）報告書（[別記様式第3号](#)）を提出し，学長に報告しなければならない。

6 動物実験責任者は，動物実験計画を実施した場合は，動物実験結果報告書（[別記様式第4号](#)）を提出し，使用動物数，計画の変更の有無，成果等について，学長に報告しなければならない。学長は，必要な場合は，動物実験委員会の助言を受けて，適切な動物実験等の実施のための改善措置を講じなければならない。

7 動物実験の実施期間は，5年を限度とする。ただし，動物実験責任者が5年を超えて実験の実施を希望する場合は，第1項による申請を再度行うものとする。

（遵守事項）

第8条 動物実験実施者は，動物実験等の実施に当たって，関係法令等及びこの規則のほか次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- 二 動物実験計画書に記載された事項及び次のイからニまでに掲げる事項を遵守すること。

- イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
- ロ 実験の終了時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
- ハ 適切な実験後及び手術後の管理
- ニ 適切な安楽死の選択

三 安全管理に注意を払う必要のある実験（物理的・化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。）を行う場合は、関係法令、本学の関連規則等を遵守するとともに、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。

四 実験を実施する前に必要な実験手技等の習得に努めること。

五 実験動物に侵襲性の高い大規模な存命手術を行う場合は、手術経験等が豊富な指導者の下で行うこと。

（マニュアルの作成と周知）

第9条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させるものとする。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第10条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

（実験動物の導入）

第11条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

（給餌・給水）

第12条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に依じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

2 実験動物管理者は、飼養室の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにしなければならない。

（健康管理）

第13条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷病や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

（異種又は複数動物の飼育）

第14条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

（記録の保存及び報告）

第15条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、5年間保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

（譲渡の際の情報提供）

第16条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

（輸送）

第17条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

（飼養室の設置）

第18条 飼養室を設置（変更を含む。）する場合は、管理者は「飼養室設置承認申請書（[別記様式第5号-1](#)）を提出し、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、申請のあった飼養室について動物実験委員会に調査させるとともに、その調査結果及び助言に基づき承認を与えるか否かを決定し、その結果を当該管理者に通知するものとする。

3 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養室でなければ、実験動物の飼養もしくは保管又は動物実験等を行うことができない。

4 学長は、実験動物の飼養及び保管の状況について管理者又は実験動物管理者から報告させるとともに、必要な場合は動物実験委員会の助言を受けて改善を指示するものとする。

（飼養室の要件）

第19条 飼養室は、以下の要件を満たさなければならない。

- 一 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- 二 実験動物の種類や生理、生態、習性等、並びに飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
- 三 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。ただし、実験室に併設された飼養室で実験室に衛生設備を有している場合はこの限りではない。
- 四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- 五 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- 六 実験動物管理者を配置すること。

（実験室の設置）

第20条 飼養室以外において実験室を設置（変更を含む。）する場合は、管理者は「実験室設置承認申請書」（[別記様式第5号-2](#)）を提出し、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、申請のあった実験室について動物実験委員会に調査させるとともに、その調査結果及び助言に基づき承認を与えるか否かを決定し、その結果を当該管理者に通知するものとする。

3 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の実験動物の一時的な保管を含む。）を行うことができない。

（実験室の要件）

第21条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- 二 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒等が容易な構造であること。
- 三 常に清潔な状態が保たれ、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の維持管理及び改善）

第22条 管理者等は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者等は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（施設等の廃止）

第23条 学長は、管理者より届け出された施設等廃止届（[別記様式第6号](#)）に基づき、動物実験委員会による施設等の調査を経て廃止を承認するものとする。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養室に譲り渡すよう努めるものとする。

（危害防止）

第24条 動物実験責任者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めておかなければならない。

2 動物実験責任者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 動物実験責任者は、実験動物由来の感染症やアレルギー疾患等に罹患したり、実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必要な措置を講じなければならない。

4 動物実験責任者は、毒へび等の有毒動物を飼養又は保管をする場合にあっては、人への危害の発生を防止するため、飼養保管基準に基づく必要な事項を別に定めなければならない。

5 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。

6 動物実験責任者は、実験動物の飼養又は動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触することがないように、必要な措置を講じなければならない。

（緊急時の対応）

- 第25条 管理者等は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画（緊急時対応マニュアル等）をあらかじめ作成するとともに、関係者に周知するものとする。
- 2 管理者等は、緊急事態の発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

（人と動物の共通感染症の対応）

- 第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。
- 2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

（教育訓練）

- 第27条 学長は、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受講させるものとする。
- 一 関係法令等、及び本学の定める規則等に関する事項
 - 二 動物実験等の方法に関する基本的な事項
 - 三 実験動物の飼養又は保管に関する基本的な事項
 - 四 安全確保及び安全管理に関する事項
 - 五 人と動物の共通感染症に関する事項
 - 六 その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を作成し、5年間保存しなければならない。
- 3 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるように努めなければならない。

（自己点検・評価及び検証）

- 第28条 学長は、動物実験委員会に、文科省基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年自己点検・評価を行わせるものとする。
- 2 動物実験委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 動物実験委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、本学以外の者による検証の実施に努めるものとする。

（情報公開）

- 第29条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規則、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、外部検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報）を毎年1回程度公表するものとする。

(実験動物以外の動物の取扱い)

第30条 実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、別に定める。

(雑則)

第31条 この規則に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、動物実験委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 12 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 21 年海洋大規第 81 号)

この規則は、平成 21 年 5 月 14 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和元年海洋大規第 171 号)

この規則は、令和元年 10 月 23 日から施行する。

附 則 (令和元年海洋大規第 8 号)

この規則は、令和 2 年 3 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 3 年海洋大規第 40 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年海洋大規第 56 号)

この規則は、令和 7 年 6 月 27 日から施行する。

動物実験計画書

東京海洋大学長 殿

（申請者：動物実験責任者）

所 属： _____

職 名： _____

氏 名： _____

東京海洋大学動物実験等取扱規則第7条第1項の規定に基づき、下記の計画による動物実験の承認を申請します。

研究課題名	
-------	--

動物実験責任者名 (選択項目を■)	フリガナ	部局等名 (学科・専攻名も記入)	職名等	教育訓練受講の有無 動物実験等の経験年数
	氏 名			☐ 有 ☐ 無
	E-mail _____@kaiyodai.ac.jp	連絡先TEL		年
動物実験実施者 氏名 (人数が多い場合は、別紙に作成し添付すること。選択項目を■)	フリガナ			☐ 有 ☐ 無
	氏 名	連絡先TEL		年
	フリガナ			☐ 有 ☐ 無
	氏 名	連絡先TEL		年
	フリガナ			☐ 有 ☐ 無
	氏 名	連絡先TEL		年
	フリガナ			☐ 有 ☐ 無
	氏 名	連絡先TEL		年

実験実施予定期間	承認後 ～ (元号) 年 月								
飼 養 室 名	(承認番号)								
実 験 室 名	(承認番号)								
使 用 動 物 (選択項目を■)	動物種	系 統	性 別	使用 個体数	齢	生物学的 保証	遺伝学的 保証	入手先 (導入機関名)	備考
						☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
						☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
						☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		

動物実験の目的	目的，意義，予想される成果について項目ごとに記載する。 （目的） （意義） （予想される成果）		
実験方法 （該当項目をすべて■）	☐ 1. 試料投与 ☐ 2. 材料採取 ☐ 3. 外科的処置 ☐ 4. 行動の観察 ☐ 5. 遺伝実験 ☐ 6. 感染実験 ☐ 7. 発癌実験 ☐ 8. 遺伝子組換え実験 ☐ 9. その他		
		実験の内容を下欄に具体的に記載する	

特殊実験区分 （該当項目をすべて■）	☐ 1. 感染実験 安全度分類： ☐ BSL1 ☐ BSL2 ☐ BSL3 ☐ 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分： ☐ P1A ☐ P2A ☐ P3A （承認番号 ） ☐ 3. 放射線同位元素・放射線使用実験 ☐ 4. 化学発癌・重金属等実験		
動物実験の種類 （選択項目を■）	☐ 1. 試験・研究 ☐ 2. 教育・訓練 ☐ 3. その他（ ）	動物実験を 必要とする理由 （選択項目を■）	☐ 1. 検討したが，動物実験に替わる手段がなかった。 ☐ 2. 検討したが，代替手段の精度が不十分だった。 ☐ 3. その他（ ）
使用個体数が必要な理由			

想定される苦痛の カテゴリー （該当項目を■）	☐ A. 動物に対して ほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 ☐ B. 動物に対して 軽度のストレス または痛み（短時間持続するもの）を伴うと思われる実験。 ☐ C. 回避できない 重度のストレス または痛み（長時間持続するもの）を伴うと思われる実験。 ☐ D. 無麻酔の動物に，耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えると思われる実験。		
動物の苦痛軽減 排除の方法 （該当項目をすべて■，複数の薬剤を使用する場合はそれぞれについて記入。）	☐ 1. 短時間の保定・拘束および注射など，軽微な苦痛の範囲であり，特に処置を講ずる必要はない。 ☐ 2. 長時間の保定・拘束が避けられない。 （その理由を記入： ） ☐ 3. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず，処置できない （その理由を記入： ） ☐ 4. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 （薬剤名・投与量・経路： ） （薬剤名・投与量・経路： ） ☐ 5. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合，適切な時期に安楽死措置を取るなどの人道的エンドポイント を考慮する。 ☐ 6. その他（具体的に記入： ）		

別記様式第 2 号（第 7 条第 4 項関係）

申請年月日（元号） 年 月 日

動物実験計画（変更・追加）承認申請書

東京海洋大学長 殿

（動物実験責任者）

所 属：_____
職 名：_____
氏 名：_____

東京海洋大学動物実験等取扱規則第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

☐ 変更（選択項目を■）

☐ 追加

承認番号

変更事項	変更前	変更後
動物実験実施者 （選択項目を■。人数が多い場合は別紙に記載も可。）	氏名 連絡先 教育訓練受講 有 ☐ 無 ☐	氏名 連絡先 教育訓練受講 有 ☐ 無 ☐
	氏名 連絡先 教育訓練受講 有 ☐ 無 ☐	氏名 連絡先 教育訓練受講 有 ☐ 無 ☐
	氏名 連絡先 教育訓練受講 有 ☐ 無 ☐	氏名 連絡先 教育訓練受講 有 ☐ 無 ☐
実験動物種及び使用数等の変更		
実験方法の変更		
変更の理由		

動物実験委員会記入欄	審査終了：（元号） 年 月 日
	意見等
学長承認欄	承 認：（元号） 年 月 日
	本申請を承認する。 承認番号：第 号 承認期限：（元号） 年 月 日まで 東京海洋大学長 印

※ 備考

研究課題、動物実験責任者の変更及び研究内容の大幅な変更の場合は、「動物実験計画書（別記様式第 1 号）」を新たに提出すること。また、遺伝子組換え動物の追加は、別途遺伝子組換え実験等安全委員会の承認を得ること。

別記様式第3号（第7条第5項関係）

報告年月日（元号） 年 月 日

動物実験（終了・中止）報告書

東京海洋大学長 殿

（動物実験責任者）

所 属： _____

職 名： _____

氏 名： _____

東京海洋大学動物実験等取扱規則第7条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 承認番号	
2. 実験期間	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日
3. 研究課題名	
4. 実験の結果 (該当項目にマークし、その概要を簡潔に記述)	☐ 計画どおり実施 ☐ 一部変更して実施（変更申請書が提出されていること） ☐ 中止 結果の概要
5. 成果（予定を含む） (得られた業績（例：雑誌論文，図書，工業所有権など）について，著者名，論文標題，雑誌名，巻・号，発行年，頁，出版社などを記載。必要に応じて別紙に記載。)	
6. 使用動物数	
7. 特記事項	
8. 動物実験委員会記入欄	
9. 備 考	

※ 項目7の特記事項は、項目の1～6への追加又はそれ以外で特に記載が必要と思われる事柄を記入する。

動物実験結果報告書

東京海洋大学長 殿

（動物実験責任者）

所 属：

職 名：

氏 名：

東京海洋大学動物実験等取扱規則第7条第6項の規定に基づき、動物実験の結果を次のとおり報告します。

1 承認日及び承認番号	(元号) 年 月 日 第 号
2 研究課題名	
3 使用動物数	
4 実験の結果 (該当項目の□にマーク（■）し、 概要を簡潔に記述すること。)	☐ 計画どおり実施 ☐ 一部変更・追加して実施（注） ☐ 中止
	結果の概要
5 成果（予定を含む。） (得られた業績（例えば雑誌論文、 図書、工業所有権等については、著 者名、論文標題、雑誌名、巻・号、 発行年、頁、出版社等）を記載する。 必要な場合は、別紙に記載する。)	
6 特記事項	

（注） 動物実験計画の一部を変更又は追加して実施した場合は、動物実験計画（変更・追加）承認申請書が提出され、かつ、承認されていること。

飼養室設置承認申請書

東京海洋大学長 殿

(申請者：管理者)
所 属：
職 名：
氏 名：
連絡先：

東京海洋大学動物実験等取扱規則第18条第1項の規定に基づき、飼養室設置の承認について次のとおり申請します。

飼養室の名称	
飼養室の管理体制	＜実験動物管理者＞ 所属： 職名： 氏名： 連絡先： 連絡先（携帯番号）：
飼養室の概要	(1) 飼養室の面積： m ² (2) 実験に使用する実験動物種： (3) 実験設備（例：特殊装置の有無等） (4) 逸走防止策（例：前室の有無、窓及び排水口の封鎖の設備の有無等） (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響の防止策
特記事項 (例：化学的危険物質、 病原体等を扱う場合等 において対応できる設 備構造の有無等)	
動物実験委員会 記 入 欄 ※申請者は記入不要	調査終了：(元号) 年 月 日 調査結果：□申請された飼養室は、東京海洋大学動物実験等取扱規則に適合する。 (条件等 □ 改善後、使用開始すること。) □申請された飼養室は、東京海洋大学動物実験等取扱規則に適合しない。 意見等
学 長 承 認 欄 ※申請者は記入不要	承 認：(元号) 年 月 日 本申請を承認する。 承認番号：第 号 承認期限：(元号) 年 月 日まで 東京海洋大学長 印

(注) 次に掲げる資料を添付すること。

- 1 飼養室の位置を示す地図
- 2 飼養室の平面図

実験室設置承認申請書

東京海洋大学長 殿

(申請者：管理者)
所 属：
職 名：
氏 名：
連絡先：

東京海洋大学動物実験等取扱規則第20条第1項の規定に基づき、実験室設置の承認について次のとおり申請します。

実験室の名称	
実験室の管理体制	〈動物実験責任者〉 所属： 職名： 氏名： 連絡先： 連絡先（携帯番号）：
実験室の概要	(1) 実験室の面積： m ² (2) 実験に使用する実験動物種： (3) 実験設備（例：特殊装置の有無等） (4) 逸走防止策（例：前室の有無、窓及び排水口の封鎖の設備の有無等） (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響の防止策
特記事項 (例：化学的危険物質、 病原体等を扱う場合等 において対応できる設 備構造の有無等)	
動物実験委員会 記 入 欄 ※申請者は記入不要	調査終了：(元号) 年 月 日
	調査結果：□申請された実験室は、東京海洋大学動物実験等取扱規則に適合する。 (条件等 □ 改善後、使用開始すること。) □申請された実験室は、東京海洋大学動物実験等取扱規則に適合しない。 意見等
学 長 承 認 欄 ※申請者は記入不要	承 認：(元号) 年 月 日
	本申請を承認する。 承認番号：第 号 承認期限：(元号) 年 月 日まで 東京海洋大学長 印

(注) 次に掲げる資料を添付すること。

- 1 実験室の位置を示す地図
- 2 実験室の平面図

施設等廃止届

東京海洋大学長 殿

(届出者：管理者)
所 属：
職 名：
氏 名：

東京海洋大学動物実験等取扱規則第23条第1項の規定に基づき，施設等の廃止について次のとおり届け出ます。

1 廃止する施設等の名称	☐ 飼養室 ☐ 実験室 (いずれかにチェックすること)
	設置の承認日及び承認番号：(元号) 年 月 日 第 号
2 当該施設等の実験動物 管理者又は動物実験責任者	☐ 飼養室 ⇒ 実験動物管理者 ☐ 実験室 ⇒ 動物実験責任者 上記いずれかにチェックし，該当する者の情報を記載すること 所属： 職名： 氏名： 連絡先：
3 廃止年月日	(元号) 年 月 日
4 廃止後の施設等の利用 予定	
5 廃止時に残存した飼養 保管動物の措置 (飼養室の場合のみ記載すること。該当項目の□にマーク(■)すること。)	残存飼養保管動物の有無 ☐ 有 ☐ 無 有の場合の措置
6 特記事項	
7 動物実験委員会記入欄	

※ 項目6の特記事項は，項目の1～5への追加又はそれ以外で特に記載が必要と思われる事柄を記入する。